



北海道総合教育大綱

平成27年10月
北海道

はじめに

人口減少・少子高齢化時代の到来というかつてない状況を迎える中、北海道が、すべての道民の皆様が夢や希望を持って健やかに暮らすことのできる大地であるためには、将来を担う子どもたちに対する教育の果たすべき役割がこれまで以上に重要となります。また、労働人口の減少やグローバル化の進展などに対応し、本道の産業経済や地域の活性化へ貢献できる人材の育成が強く求められています。

こうした中で、これからの北海道を支えていくのは、社会で自立して活躍できる力や互いを思いやる優しい心を持ち、ふるさとを常に心において、生まれ育った地域や北海道の活力ある未来の創造、そして誰もが幸せに暮らすことのできる社会の形成に、主体的に参画しようとする意志を持つ人材と考えます。

本道においては、子どもたちの学力や体力の向上をはじめ、望ましい生活習慣の定着やいじめの根絶、豊かな心の育成、障がいのある子どもたちへの支援など、大きな教育課題への対応が求められており、家庭の教育力低下への対応や生活困窮世帯等の子どもたちに対する支援の強化も必要とされています。

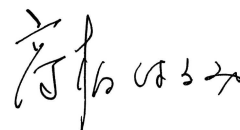
こうした多くの課題に立ち向かい、子どもたちの健全な成長を促していくためには、人々のつながりは地域の絆をつなぎ、地域の未来をつなぐという考え方のもと、学校・家庭・地域の連携を深め、社会全体で子どもたちの学びを支える取組を展開していくことが何より重要です。

そのためには、地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が力を合わせて子どもの成長を支えるコミュニティ・スクールなどを効果的に活用して、学校・家庭・地域のつながりを深めることにより、子どもたちの学びや体験が充実し、地域の理解と協力を得た学校運営が実現されるとともに、地域の歴史・文化などへの理解の促進、さらには、地域コミュニティの活性化や家庭の教育力の向上につながるものと考えます。

北海道特有の豊かな自然環境や歴史・文化の下で、これまで本道教育が積み重ねてきた成果や、先人の知恵・工夫などを基礎としながら、すべての道民の皆様とともに、この教育大綱を共有し、国公私立の違いや学校種の違いを問わず、すべての教育関係者、さらには、保護者や地域の方々も含む様々な分野に携わる人々と広く連携して、本道教育の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

平成27年10月

北海道知事



目次

はじめに

第1章 大綱の策定について	・・・	1
第2章 本道教育の基本方針	・・・	2
第3章 各分野における取組方針		
<u>I 社会で生きる力の育成</u>		
[生きる力の育成]		
施策項目 1 幼児教育・保育活動の推進	・・・	4
施策項目 2 確かな学力を育む教育の推進	・・・	4
施策項目 3 健やかな体を育む教育の推進	・・・	4
施策項目 4 豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実	・・・	5
施策項目 5 特別支援教育の充実	・・・	5
施策項目 6 ふるさと教育の充実	・・・	6
施策項目 7 キャリア教育・職業教育の充実	・・・	6
[生きる力の育成に向けて]		
施策項目 8 地域全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進	・・・	6
施策項目 9 生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援	・・・	7
施策項目 10 子育て支援・家庭教育支援の充実	・・・	7
施策項目 11 学校間連携の促進	・・・	7
施策項目 12 小規模化が進行する学校における教育活動の充実	・・・	7
施策項目 13 ICTを活用した教育の推進	・・・	8
施策項目 14 教職員の資質・能力の向上	・・・	8
施策項目 15 学校施設・設備等の整備・充実	・・・	8
<u>II 北海道の未来を拓く人財の育成</u>		
施策項目 16 産業人材の育成	・・・	9
施策項目 17 理数系・医療系人材の育成	・・・	9
施策項目 18 グローバル人材の育成	・・・	10
<u>III 私学教育の振興</u>		
施策項目 19 私学教育への支援の充実	・・・	10
<u>IV 大学等との連携の推進</u>		
施策項目 20 大学等と連携した教育や地域活性化の推進	・・・	11
<u>V 生涯学習や文化芸術・スポーツの振興</u>		
施策項目 21 地域の活性化に寄与する生涯学習の振興	・・・	12
施策項目 22 文化・芸術の振興	・・・	12
施策項目 23 スポーツ活動の推進・環境の充実	・・・	12

第1章 大綱の策定について

1 大綱の性格

- この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の構成

- 大綱は、「第1章 大綱の策定について」「第2章 本道教育の基本方針」「第3章 各分野における取組方針」の3つの章で構成しています。
- このうち、第3章では、各分野における取組方針として「社会で生きる力の育成」「北海道の未来を拓く人財の育成」「私学教育の振興」「大学等との連携の推進」「生涯学習や文化芸術・スポーツの振興」の5項目を柱とした上で、23の施策項目について取り組むべき方向性を示しています。

3 大綱の対象期間

- 国の「第2期教育振興基本計画（平成25年度～29年度）」や「北海道教育推進計画（改定版）平成25年度～29年度」を考慮して、この大綱の対象期間についても、平成27年度から29年度までの3年間とします。

第2章 本道教育の基本方針

1 本道教育のめざす姿

- すべての子どもたちに、社会で自立して生き生きと活躍できる力を培うとともに、互いを思いやり、支え合う、優しい心を育みます。また、生まれ育った地域や北海道を常に心において、誰もが幸せに暮らすことのできる社会の形成に主体的に参画する意志を育てます。
- 子どもから成人まで、産業や経済、地域の活力ある未来を切り拓く人材の育成を進めます。
- 道民一人一人が、夢や目標を持ち続けながら豊かな人生を送ることができる環境を作ります。また、北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図るとともに、スポーツ王国北海道の実現をめざします。

2 基本的な考え方

- 確かな学力や健やかな体、豊かな心など、社会で生きる力の育成を図るとともに、いじめの防止等に向けた取組や、規範意識や他者を思いやる倫理観の育成、特別支援教育の充実に関する取組を進めます。
- 自分の生まれ育った郷土の歴史や文化、産業などに親しみ、理解を深め、ふるさとに愛着を持って発展させていこうとする気持ちを育みます。また、望ましい勤労観・職業観の育成に向けて、若年層に対するキャリア教育や職業教育の一層の充実を図ります。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域全体で子どもたちの学びを支援する取組を推進するとともに、子育て支援や家庭の教育力の向上などに関する取組を進めます。また、生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援に取り組みます。
- 幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ教育や、小規模化が進行する学校における教育活動の充実、教職員の資質向上など、質の高い充実した教育を提供する環境整備を進めます。
- 本道の活力ある未来の形成に向けて、北海道を支える農林水産業、食や観光などの産業に携わる人材の育成を進めます。また、国際的なコミュニケーション能力や世界へのチャレンジ精神を有するとともに、日本や北海道に対する理解と異文化に対する寛容性を併せ持つグローバル人材の育成を進めます。

- 本道教育の一翼を担う重要な役割を果たしている私立学校について、その自主性を重んじ、特色ある教育活動が積極的に展開されるよう、私学教育の振興を図ります。また、大学等の高等教育機関と連携・協働した取組を進めます。
- ライフステージに応じた学習活動や体験活動の充実、地域づくりなどへの積極的な参画に向けた社会教育の推進などの生涯学習活動を推進するとともに、地域における文化活動の振興やスポーツ環境の整備などの文化・スポーツ活動の推進を通じて、北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図り、スポーツ王国北海道の実現をめざします。

3 重点的な取組

- 全国学力・学習状況調査において、多くの教科で全国平均を下回る状況が続いていることを踏まえ、すべての子どもたちに、社会で自立するために必要な学力を身に付けさせる取組を進めます。
- 子どもの貧困が社会問題となる中で、子どもたちの将来が、生まれ育った家庭事情等に左右されることのないよう、生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援に取り組みます。
- 上記の取組を進めるにあたっては、子どもたちの教育を学校に委ねるだけではなく、学校・家庭・地域の連携のもとで子どもたちを育てることが大切であり、その具体的な推進方策として、コミュニティ・スクールを全道に広めるなど、地域全体で子どもたちの学びを支援する取組を進めます。

※コミュニティ・スクール

保護者や地域住民から成る学校運営協議会が、学校運営や教育活動について協議し参画することを通して、学校と地域住民等が協働しながら、子どもたちの学びと健やかな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める制度（法律に基づいて市町村教育委員会・都道府県教育委員会が指定）。

第3章 各分野における取組方針

I 社会で生きる力の育成

- 確かな学力や健やかな体、豊かな心など、社会で生きる力の育成を図るとともに、学校・地域・家庭の連携によって、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、生活困窮世帯等の子どもたちを支援する取組や、質の高い充実した教育を提供する環境整備を進めます。

◆生きる力の育成

〔施策項目1〕 幼児教育・保育活動の推進

- ・ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる基礎づくりを図るため、質の高い教育・保育活動の提供を促進します。
- ・ 子どもたちの発達連続性を考慮しながら、0歳から小学校就学前までの一貫した教育・保育活動を進めます。
- ・ 小学校1年生が学習に集中できない、教員の話が聞けずに授業が成立しないなど、いわゆる「小1プロブレム」と呼ばれる課題の解消等、小学校教育との円滑な接続に向けて、認定こども園や幼稚園、保育所の相互連携を図りながら、乳幼児期における教育・保育活動を充実します。

〔施策項目2〕 確かな学力を育む教育の推進

- ・ 教育の機会均等という義務教育の趣旨を踏まえ、北海道に住むすべての子どもたちに、社会で自立するために必要な学力を身に付けさせ、子どもたちの学力が全国平均以上となるよう、授業改善と生活習慣の確立を車の両輪と位置付け、「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」など、学校・家庭・地域・行政が一体となった学力向上に関する取組を進めます。
- ・ 高等学校における学校ごと・学科ごとの目標を一層明確にし、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施を通して、各学校における特色ある教育活動を推進します。

〔施策項目3〕 健やかな体を育む教育の推進

- ・ 子どもたちに、運動習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるとともに、体力・運動能力が全国平均以上となるよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった、「ほっかいどう『学力・体力向上運動』」を推進し、子どもたちの体力・運動能力の向上に向けた取組の充実を図ります。
- ・ 現代的な健康課題に対応し、子どもの健康の保持増進を図るため、フッ化物洗口の普及促進や、危険ドラッグなど薬物乱用防止教育の充実など、関係機関と連携した健康教育を推進します。
- ・ 子どもたちに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるとともに、食に

関する体験活動などを通して、地域の文化や産業など郷土への理解を深めさせる、学校・家庭・地域が連携した食育を推進します。

【施策項目4】豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実

- 子どもたちに、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情、他者への思いやり、家族の絆の大切さや高齢者を敬う気持ちなど、社会性や豊かな人間性を育むため、発達段階に応じた道徳教育を進めます。
- 子どもたちが、他者や社会との豊かな関係を築く力を身に付けることができるよう、他者の考えや意見を正しく理解し、自らの考えや意見を適切に伝えるための、コミュニケーション能力の育成に関する取組を進めます。
- 子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めさせるため、自然環境や文化、歴史など、地域が有する教育資源を生かした自然体験活動、社会体験活動、文化芸術体験活動、ボランティア活動等を充実します。
- 子どもたちの思いやりの心を育成するために、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考え、豊かな心を育む「木育」を推進します。
- 学校の内外を問わず、すべての子どもたちが安心して元気に学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域・行政その他すべての関係者が、相互に連携協力し、子どもたちの自己有用感や自己肯定感を育成するなど、いじめの防止に向けた取組を社会全体で進めます。
- いじめや不登校の事案に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充、有識者や弁護士などで構成する支援チームの学校への派遣のほか、子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により問題解決につなげる支援を行う子ども相談支援センターの設置など、家庭・地域社会・関係機関と連携し生徒指導・教育相談体制の充実に取り組みます。

【施策項目5】特別支援教育の充実

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、特別支援教育を推進します。
- 障がいのある幼児児童生徒が、能力や可能性を伸ばし、自立や社会参加が図られるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を推進します。
- できる限り身近な地域において、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制を整備し、心豊かに、たくましく育つよう細かな教育を推進します。
- 進学希望者の増加する知的障がい特別支援学校高等部において、できる限り身近な地域で、一人一人の教育的ニーズに応じた専門性の高い教育を確保できるよう、設置学科の見直しや入学者選考の改善など、教育環境の充実を進めます。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等においても、障がいのある子どもたちの実態把握を行い、保護者や地域の関係機関等と連携しながら、発達障がいを含む障がいのある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた組織的・計画的な指導や支援の充実を進めます。
- 特別支援学校のセンター的機能を有効に活用して、大学等への進学を希望する障がいのある生徒や保護者、担当教員などからの相談に適切に対応するとともに、大学等との連携を図りながら、進学を希望する障がいのある生徒の支援に取り組みます。

【施策項目6】ふるさと教育の充実

- 北海道、そして自分が生まれ育った地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化、産業等に親しみ、理解を深める取組を進め、郷土に誇りと愛着を持ち、地域社会の一員としてまちづくりにかかわろうとする気持ちを育成します。
- 子どもたちが、アイヌの人たちの歴史や文化等について、適切に理解することができるよう、アイヌ民族に関する教育を充実します。
- 子どもたちが自国の領土について正しく理解することができるよう、発達段階に応じて、領土に関する教育を充実します。特に、北方領土の元島民をはじめ返還運動関係者の高齢化が進む中、次代を担う若い世代に北方領土問題についての関心と正しい理解を深めてもらうため、北方領土に関する教育の一層の充実を図ります。
- 北海道の豊かな自然環境を守っていくとする意欲と、環境問題について自ら考え、主体的に環境に配慮して行動できる意欲や態度を育成するため、地域の特色を十分に生かした環境教育の充実に努めます。

【施策項目7】キャリア教育・職業教育の充実

- 子どもたちが、望ましい勤労観・職業観を持って豊かなライフデザインを思い描くことができるよう、大学や専修学校、企業などと連携しながら、幼児期の教育から高等教育までの発達段階に応じた体系的なキャリア教育・職業教育を進めるとともに、保護者と子どもが将来のキャリアや職業について学ぶ機会の提供を充実します。
- 雇用のミスマッチや早期離職問題などに適切に対応し、社会人として自立するために必要な意識や力を、子どもたちが身に付けることができる取組を充実します。また、若者の使い捨てが疑われる企業等の問題などを踏まえ、子どもたちが、労働法規に関する知識を身に付けることができるよう、ワークルール教育を進めます。
- 選挙権を得られる年齢が18歳以上に引き下げられたことなどを踏まえ、子どもたちに、社会参画に必要な力を育てるとともに、社会人としての自立を促す取組を進めます。
- 多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、子どもたちが実生活において、適切に対応できる実践的な能力や態度を身に付けることができるよう、消費者教育の取組を進めます。

◆生きる力の育成に向けて

【施策項目8】地域全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- 学校と地域社会との連携・協働体制を構築し、地域全体で子どもたちを育成するとともに、学校を核とした地域づくりを進めるため、北海道の全地域において、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールの導入を進めます。
- 学校・家庭及び地域住民等が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもたちを育む体制づくりのため、地域住民の参画により、学校の教育活動を支援する学校支援地域本部の普及促進を進めます。
- 社会全体で子どもたちを育てる教育環境を整備するため、地域の多様な人材など豊かな社会資源を活用して、放課後や休日における教育支援体制の構築を図ります。
- 子どもたちの土曜日の豊かな教育環境の実現に向けて、地域や企業の協力を得ながら、土曜授業の実施や土曜学習に関する取組を推進します。

- ・ 各地域において、首長と教育委員会との連携を強化し、学校を核とした地域づくりが推進されるよう、各市町村の取組を支援します。

【施策項目9】生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援

- ・ 子どもたちの将来が、生まれ育った家庭事情等に影響されることのないよう、NPOやフリースクールなどの関係団体や地域との連携を強化して、放課後や休日、長期休業期間における教育活動を充実するなど、生活困窮世帯やひとり親世帯の子ども、児童養護施設等の入所児童等への教育支援に取り組みます。
- ・ 高等学校に学ぶ生徒の父母等の経済的な負担を軽減し、すべての高校生等が安心して教育を受けられるよう一定の条件を満たす生徒の家庭について、授業料や寄宿舎使用料を減免するとともに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を給付します。
- ・ 特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を補助します。

【施策項目10】子育て支援・家庭教育支援の充実

- ・ 子育てしやすく、かつ働きやすい地域づくりに向けて、幼稚園と保育所の利点をひとつにまとめた「認定こども園」を普及・促進するとともに、保育の場を増やし、待機児童を減らすなど、地域における子育て支援の取組を進めます。
- ・ 安全・安心に子どもたちを育てる環境を整備するとともに、すべての子どもたちが、放課後等における多様な体験活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」に関する取組を促進します。
- ・ 子どもたちの安全・安心で健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点として重要な役割を担っている家庭の教育力向上に向けて、保護者や地域住民が家庭教育について学ぶ環境づくりを進めます。
- ・ 職場における子育て環境づくりの充実に向けて、家庭教育サポート企業等との連携を促進します。

【施策項目11】学校間連携の促進

- ・ 学校と地域が連携・協働し、子どもの発達段階に応じて、能力・個性等を最大限に伸ばす教育を進めていくため、小学校同士・中学校同士などの同一学校種間の連携を進めるとともに、小学校と中学校、中学校と高校など、異校種間の連携など、幼児教育から高校教育までを連続的につなぐ教育に関する取組を推進します。
- ・ 障がいのある児童生徒等の自立や社会参加を促進するため、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校との学校間連携を進めます。

【施策項目12】小規模化が進行する学校における教育活動の充実

- ・ 人口減少社会にあっても地域の教育水準を維持するため、ICT等を活用し、各種教育資源を地域間で相互利用する取組などを進め、広域性を有する本道の特性に応じた教育スタイルの構築を進めます。
- ・ 小規模化が進行する公立小・中学校について、各市町村に対し、それぞれの地域の実情に

応じた最適な学校教育の在り方について検討を進めるよう働きかけを行います。また、地域人材を活用した教育活動支援やICTの活用による交流学习など、教育環境を充実するための取組を進めます。

- ・ 小規模化が進行する公立高等学校においては、教育水準の維持充実を図る観点から、地域の実情や公私の配置状況等を考慮しながら、適正な高校配置を進めます。また、広域分散型の本道の地域性なども考慮し、他の学校への通学が困難な地域にある小規模校などについては、遠隔授業の効果的な実施などによる教育環境の充実に向けた取組を進め、地域の教育機能の確保を図ります。

〔施策項目13〕 ICTを活用した教育の推進

- ・ 子どもたちが、情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を身に付けることができるよう、発達段階に応じてICTに対する興味・関心を高めるとともに、ICTを活用して多様化する課題に創造的に取り組むことができる力の育成を進めます。
- ・ ICT教育環境の整備の充実や、教員のICTを活用した指導力の向上に取り組みます。
- ・ 障がいのある子どもたちの学びや就労に資することができるよう、特別支援学校におけるICT教育を進めます。
- ・ 校務の情報化により教育の質の向上とともに教員の事務負担の軽減を図り、すべての教員が、子どもたち一人一人と向き合う時間を確保することができるよう、北海道公立学校校務支援システムの普及を図ります。

〔施策項目14〕 教職員の資質・能力の向上

- ・ 社会の変化に対応していくことができる学び続ける教員を育成するため、大学等との連携を強化し、教員の養成、採用、研修の接続を図った研修体制の構築を進めます。
- ・ すべての教職員が教職に対する情熱や使命感、実践的指導力を身に付けて、多様な教育課題に適切に対応することができるよう、経験年数に応じた継続的・効果的な教職員研修の充実を図ります。
- ・ 各学校や地域の中核となる力量ある教員の育成にむけ、教職大学院への長期派遣等により、教員研修の高度化・専門化を図ります。
- ・ 豊かな人間性や社会性などを備えた教員の育成に向けて、学校教育と社会教育の連携の視点から、大学等におけるインターンシップ等と関連させたり、社会とのつながりを大切にしたりする教員研修の充実を図ります。

〔施策項目15〕 学校施設・設備等の整備・充実

- ・ 安全・安心な教育環境の確保に向けて、学校施設等の耐震化や防災機能の強化、老朽化対策の推進など、整備・充実を図ります。
- ・ 時代の変化に対応した教育活動を行うため、ICT設備や理科教育設備、学校図書館用図書など、学校設備の整備・充実を促進します。
- ・ 安全・安心な通学環境の確保に向けて、地域や警察等と連携しながら、通学路の安全確保を進めます。

II 北海道の未来を拓く人財の育成

- 本道の活力ある未来の形成に向けて、北海道を支える農林水産業、食や観光などの産業に携わる人材や、科学技術や地域医療を担う人材の育成を進めます。また、国際的なコミュニケーション能力や世界へのチャレンジ精神を有するとともに、日本や北海道に対する理解と異文化に対する寛容性を併せ持つグローバル人材の育成を進めます。

【施策項目16】産業人材の育成

- ・ 農業・工業・商業・水産・家庭・看護・福祉などの専門学科を設置する高校において、地域や産業界、試験研究機関などと連携した産業教育を充実します。
- ・ 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する専修学校等において、地域や産業界等と連携しながら、実務に関する知識や技術等に関する職業教育の充実を図り、産業人材の育成を進めます。
- ・ 地域産業の振興や、本道経済の好循環の実現に向けて、本道の基幹産業である「観光」や「食」、関連産業の裾野が広く雇用創出効果が高い「ものづくり」、地域経済を支える「建設」などの分野で、地域ニーズに基づく人材の育成・確保を図ります。
- ・ 道立農業大学校において、農業経営を行うために必要な知識・技術の習得を目的とした実践的な研修教育を行うとともに、北海道農業公社とも連携して、新規就農をめざす人材の育成を推進します。
- ・ 森林や林業に関する専門知識・技術・実務経験を有する人材の育成を進めるとともに、依然として高齢層の割合が高い林業従事者の若返りを図るため、関係機関と連携しながら、新規参入者の育成・確保に向けた取組を推進します。また、道立漁業研修所における実践的かつ専門的な研修活動を推進するほか、漁村において指導的役割を果たす人材や、漁業を志す人材の育成を進めます。
- ・ 大学や国立専門学校等と連携して、本道におけるものづくり人材の育成を図るとともに、道立高等技術専門学院や民間職業訓練機関における教育訓練活動を充実し、工業や建築など幅広い分野における技能者の育成を進めます。
- ・ ニートやフリーターの解消など、若年層の職業的自立を促進し、産業人材としての育成を進めます。

【施策項目17】理数系・医療系人材の育成

- ・ 将来の科学技術産業を担う人材の育成に向けて、大学や研究機関、企業などと連携しながら、理数好きの若者や優れた素質を持つ若者を発掘・養成するとともに、その才能を伸ばす取組を進めます。
- ・ 北海道の地域医療の充実に向けて、地域医療の現状や医師・看護師をはじめとする医療従事者についての理解を深めるとともに、医療従事者をめざす若者たちの進路実現に向けた学力向上を図りながら、将来の地域医療を担う人材の育成を進めます。
- ・ 北海道公立大学法人札幌医科大学においては、「人間性豊かな医療人の育成」「道民の皆様に対する医療サービスの向上に邁進すること」及び「国際的・先進的な研究を進めること」の3つの基本理念のもと、教育・研究・診療の充実と地域医療への貢献に取り組んでおり、

本道の医学の発展と地域医療の向上に貢献できるよう支援します。

〔施策項目18〕グローバル人材の育成

- 本道の国際競争力の向上に向けて、国際的なコミュニケーション能力や世界へのチャレンジ精神を有するとともに、日本や北海道に対する理解と異文化に対する寛容性を併せ持つグローバル人材の育成に関する取組を推進します。
- 国際共通語である英語を使って積極的にコミュニケーションを図ることができる人材の育成に向けて、学校教育において子どもたちに対し、会話力や表現力など実践的な英語力を育成するとともに、実践的な英語を指導できる力を備えた教員を養成する取組を推進します。
- 北海道の子どもたちが、外国人の方に魅力あふれる北海道のことを語り伝えることができるなど、子どもたちに対する外国語教育や国際理解教育、ふるさと教育の充実に取り組みます。
- 若年層の海外留学促進に向けて、必要な情報の発信や留学気運の醸成など、海外留学を志す若者に対する支援を充実します。

Ⅲ 私学教育の振興

- 本道教育の一翼を担う重要な役割を果たしている私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）について、その自主性を重んじ、特色ある教育活動が積極的に展開されるよう、私学教育の振興を図ります。

〔施策項目19〕私学教育への支援の充実

- 私立学校の自主性を重んじ、期待される特色ある教育活動が一層促進されるよう、魅力ある学校づくりに向けた取組を支援します。
- すべての意思ある高校生等が、安心して教育を受けられるよう、修学上の経済的負担の軽減に努めます。
- 教育条件の維持向上を図るとともに学校経営の健全性が高まるよう、私立学校に対する助成に努めます。
- 関係機関や団体との連携を図り、教員の資質向上や学校経営に関する取組を支援します。

私学関連施策項目

- 施策項目 1 幼児教育・保育活動の推進
- 施策項目 2 確かな学力を育む教育の推進
- 施策項目 3 健やかな体を育む教育の推進
- 施策項目 4 豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実
- 施策項目 5 特別支援教育の充実
- 施策項目 6 ふるさと教育の充実

- ・ 施策項目 7 キャリア教育・職業教育の充実
- ・ 施策項目 8 地域全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進
- ・ 施策項目 9 生活困窮世帯等の子どもたちへの教育支援
- ・ 施策項目 10 子育て支援・家庭教育支援の充実
- ・ 施策項目 11 学校間連携の促進
- ・ 施策項目 13 ICTを活用した教育の推進
- ・ 施策項目 14 教職員の資質・能力の向上
- ・ 施策項目 15 学校施設・設備等の整備・充実
- ・ 施策項目 16 産業人材の育成
- ・ 施策項目 17 理数系・医療系人材の育成
- ・ 施策項目 18 グローバル人材の育成

IV 大学等との連携の推進

- 大学等の高等教育機関と連携・協働して、教育に関する取組や地域活性化に関する取組を進めます。

[施策項目20] 大学等と連携した教育や地域活性化の推進

- ・ 学校教育における多様な課題の早期解消に向けて、高大連携の促進など、大学等の高等教育機関と連携・協働した取組を進めます。
- ・ 地域における新たな雇用創出や若者定着などを促進し、地域の活性化を促すため、地域を担う人材の育成に取り組む大学や、高度の専門的職業人材の育成を担う高等専門学校等との連携を進めます。
- ・ 本道社会の持続的な発展に向けて、大学や企業等と連携し、既成観念にとらわれずに豊かな発想力を持って新たな価値を創造することができるイノベーション人材の育成・発掘に取り組みます。
- ・ 本道教育や本道経済の発展に資する高度な人材の育成に向けて大きな役割が期待される大学等の高等教育機関について、一層の質や魅力の向上を図り、道内はもとより、道外・国外からより多くの学生を引きつけることができるよう、高等教育機関相互の連携、また、地方公共団体との連携・協力を促進します。

V 生涯学習や文化芸術・スポーツの振興

- 地域の活性化に寄与する生涯学習の振興を図ります。また、北海道らしい個性的な文化や芸術の振興を図るとともに、「スポーツの力」をキーワードとした様々な取組を通して、人づくり・地域づくりを進め、スポーツ王国北海道の実現をめざします。

〔施策項目21〕地域の活性化に寄与する生涯学習の振興

- ・ 将来にわたって暮らし続けたいと思える北海道づくりに向けて、様々な学習ニーズに応え、学習の成果を人づくりや地域づくりに活かすための学習機会を提供するなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。
- ・ 住民に身近な学びの中核施設である公民館等の社会教育施設において、世代や立場などが異なる様々な人々の絆をつくり上げ、地域のコミュニティ形成や住民による主体的な地域課題の解決につながる様々な学習活動を充実させるための機能を高める取組を進めます。
- ・ 自然災害等の危険に際し、自らの命を守り抜くため、地域とも連携しながら防災教育の取組を推進します。

〔施策項目22〕文化・芸術の振興

- ・ 子どもから高齢者まですべての道民が、生涯を通じて文化に親しむことのできる環境づくりを進めるため、市町村や関係機関と連携を図りながら、芸術文化活動へ参加する機会や芸術鑑賞等の文化に触れる機会などの充実を図ります。
- ・ 地域における文化活動を促進するため、若手芸術家等の活動支援や地域の文化活動を支える人材の育成に取り組みます。

〔施策項目23〕スポーツ活動の推進・環境の充実

- ・ 総合型地域スポーツクラブの育成や、スポーツ関係団体等との連携・協働などを通じて、高齢者や障がい者のスポーツ体験活動を含め、ライフステージに応じた地域スポーツ活動を推進します。
- ・ スポーツ指導者の養成や、スポーツ関連情報の収集・提供、道立スポーツ施設の管理運営などを通じて、道民が自ら進んで参画するスポーツ環境の充実を図ります。
- ・ 国際レベルの競技大会の開催やスポーツ合宿の誘致、プロスポーツ等との交流の促進などにより、道民のスポーツへの関心を高めます。
- ・ 世界の舞台で活躍するトップアスリートの育成を目指し、戦略的な選手強化及び指導者の充実により競技力の向上を図るとともに、本道出身の優れた選手の指導者への転身など、本道におけるスポーツ界の好循環の創出に取り組みます。